

十九	八	七	六	五	四	三	二	一	行	平	省	○
發行価格	發行単位	振替額	最低額	払込額	發行方法	用振替法	の法律項及の適	法發行及び根拠	名稱及び記	条件等を次年	平成二十五年	財務省告示第
す。額の記定	額の記定	額の記定	額の記定	と年二月三日	と年二月三日	第八十一条						
額の記定	額の記定	額の記定	額の記定	額の記定	額の記定	額の記定	額の記定	額の記定	額の記定	と年三月十二日	と年三月十二日	に關する。
額の記定	額の記定	額の記定	額の記定	額の記定	額の記定	額の記定	額の記定	額の記定	額の記定	と年三月二日	と年三月二日	第六十一条
額の記定	額の記定	額の記定	額の記定	額の記定	額の記定	額の記定	額の記定	額の記定	額の記定	と年三月三十日	と年三月三十日	に發行する。
額の記定	額の記定	額の記定	額の記定	額の記定	額の記定	額の記定	額の記定	額の記定	額の記定	と年三月三十日	と年三月三十日	省令第十一項
額の記定	額の記定	額の記定	額の記定	額の記定	額の記定	額の記定	額の記定	額の記定	額の記定	と年三月三十日	と年三月三十日	に昭和五十七年
額の記定	額の記定	額の記定	額の記定	額の記定	額の記定	額の記定	額の記定	額の記定	額の記定	と年三月三十日	と年三月三十日	利付国債に基づき、
額の記定	額の記定	額の記定	額の記定	額の記定	額の記定	額の記定	額の記定	額の記定	額の記定	と年三月三十日	と年三月三十日	大藏省

五百百十額い募振の以律社第関図財十利
万十四万面に集替適下へ債百する政七付
円円十円金よ取機用一平、一るた運回国
億額る扱関を振成株号法め営庫債券
九で発機は受替式等の公必
千百行関日受け法三年法
百四十に本法二条第二
六によ銀振第一
六十億る行第一
二萬募とし、
三千集する。そ規
三四の取扱の定
三百九扱の法
三九の規定

の経利
払過
込利
み子率

初期利子

規下は期た期平
定、が金と成を所はしは又いだ十かのれ中れに
す次そ銀額し二控得外た、はてし・ら算式もる所
る号の行を、十除税國金額前記(一)の算式に
期及翌休支次五すの税國金額に當該金額に
日び営業払の年税率に當該法人に當該國債を乗じた百
に第業日う算六月とを計算して又振源そ
つ十日に。式月に當該法人が當該債を發行金額に
い五にたに二が乗じてある非居場時額の金記録座取利
て号支當だよでじ用非居場時額の金記録座取利
同に払たしり日きたを居りより場時額の金記録座取利
じ。おうる、算をる金受住に(一)の金記録座取利
いへと支出支額け者算合住に(一)の金記録座取利
じ。いへと支出支額け者算合住に(一)の金記録座取利
て以き払し払る又出に者おた二額(一)さ簿さ子

(一) 年
○ るす出額
。るしに各
期に募集取
日え、次扱機
に金額を第
払い第十八
算式は
む号に、
のによ払
と規り込
す定算金

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.8}{100} \times \frac{54}{365}$$

(二)

十 十 十
八 七 六 五

払	払	元	償	償	後	第
込	場	利	還	還	の	二
期	所	金	金	期	利	期
日		支	額	限	子	以

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
額面金額百円につき百円
日本銀行
平成二十四年十二月二十日
平成三十一年十二月二十日